

令和2年11月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、遺族厚生年金を支給しない旨の処分がなされたことを不服として、標記の社会保険審査官（以下「審査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。）による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚年法」という。）の老齢年金（以下、単に「老齢年金」という。）の受給権者であったA（以下「A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したことにより、同年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「死亡者と戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化していたと認められないため」として遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、標記の審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢年金の受給権を有していた者が昭和61年4月1日以後に死亡した場合、死亡した者（以下「適格死亡者」という。）の配偶者であって、適格死亡者の死亡の当時、適格死亡者によって生計を維持したものに、遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚関係」という。）にあった者を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と事実婚関係（以下「重婚的内縁関係」という。）にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、重婚的内縁関係における配偶者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものとして認定するとされ、また、適格死亡者によって生計を維持した者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものである（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第3条第2項、第58条及び第59条、厚年法施行令第3条の10、旧厚年法第42条、60年改正法附則第63条第1項及び第72条第1項、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第88条第1項第4号及び第3項並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）。）
- 2 本件の場合、Aがその死亡の当時適格

死亡者であったこと、及び、利害関係人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であったことについては、本件記録から明らかであり、当事者間にも争いはないと認められるから、本件の問題点は、Aの死亡当時、Aと戸籍上の妻との婚姻関係がその実体を全く失っていたものと認められるかどうかであり、これが認められた場合には、請求人が、Aと事実婚関係にあって、Aによって生計を維持していたと認められるかどうか、ということである。

第2 当審査会の判断

1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(1) Aは、大正〇年〇月〇日出生し、利害関係人と平成〇年〇月〇日に婚姻し、平成〇年〇月〇日死亡した。死亡届は、平成〇年〇月〇日に親族のBが届け出ている。

請求人は、昭和〇年〇月〇日出生し、Aとの間にC（昭和〇年〇月〇日生。昭和〇年〇月〇日認知。）及びB（昭和〇年〇月〇日生。同月〇日認知。）をもうけたが、Aと戸籍上の婚姻をしたことなく、A死亡の時点において、戸籍上の婚姻関係は認められない。なお、請求人は、昭和〇年〇月〇日にDと養子縁組をしている。

(2) 請求人に係る世帯全員の住民票（平成〇年〇月〇日付けでE区長が証明したもの）及び戸籍の附票（平成〇年〇月〇日付けでE区長が証明したもの）、Aに係る住民票の除票（平成〇年〇月〇日付けでE区長が証明したもの）及び戸籍の附票（平成〇年〇月〇日付けでE区長が証明したもの）、利害関係人に係る世帯全員の住民票（平成〇年〇月〇日付けでE区長が証明したもの）によると、請求人は、昭和〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区〇〇町〇〇から同市〇〇区〇〇 〇-〇（以下「a宅」という。）へ転居し、その後、Aが死亡する時まで住所の変更はなく、同所において世帯主となっている。Aは、昭和〇年〇月〇日にa宅に住所を定め、平

成〇年〇月〇日に同市〇〇区〇〇 〇-〇（以下「b宅」という。）に住定し、同所において世帯主となり、平成〇年〇月〇日に同所からa宅へ転居している。その後、同人が死亡する時まで、住所の変更はない。利害関係人は、平成〇年〇月〇日に同市〇〇区〇〇町〇〇 〇〇〇〇〇〇号室からb宅へ転居し、Aと同一世帯となり、Aが死亡する時まで住所の変更はない。

(3) 日本年金機構〇〇事務センター遺族チームの生計維持確認のための照会に対し、平成〇年〇月〇日付けで利害関係人が作成した回答書があり、主な内容を記載すると、次のとおりである。

1. F様（注：利害関係人）とA様は別居されていましてか。

はい・いいえ

2. 別居されていた場合、次の質問にお答えください。

① いつ頃から別居されていましてか。

〇年〇月頃から別居していた

② 別居の理由を差支えない範囲で結構ですので、ご記入ください。

平成〇年〇月〇日、〇〇区〇〇 〇〇-〇にて階段でこぼり肋骨を6本骨折（注：「接」は誤記と認める。）した。そのためベットから動けなくなり、その家にとどまる事になった。

③ 別居されてからは、A様からF様へ経済的援助はありましたか。

はい・いいえ

④ ③で「はい」とお答えの場合、援助の頻度や金額をご記入ください。

光熱費、NHK、電話代などは主人の通帳より引き落とし食事、買物はその都度支払ってもらいました。月、10万円位
また、援助の方法を教えてください。

（注：記載なし）

経済的援助はいつ頃からいつ頃

まで続きましたか。

結婚した時から。

(平成○年○月頃～○年○月頃)

- ⑤ 別居されてから、F様とA様は連絡を取っていらっしゃいましたか。

はい ・ いいえ

- ⑥ ⑤で「はい」とお答えの場合、連絡の方法をご記入ください。

電話、お見舞。

連絡(面会も含めて)の頻度を教えてください。

週に6回くらい

いつ頃まで連絡を取られていましたか。

平成○年○月○日頃まで

- ⑦ F様とA様は別居されてから、同居にむけての話し合いをされていましたか。

はい ・ いいえ

- ⑧ また、F様は、A様と離婚するご意思がございましたか。

あった ・ なかった

A様から経済的援助があった場合に付きまして、事実確認を行うことのできる資料がございましたら写しを添付してください。

(注: 添付なし)

- (4) 利害関係人が作成した生計同一関係に関する申立書(平成○年○月○日付け。以下「本件申立書A」という。)及び「生計同一関係に関する申立書追記」(平成○年○月○日付け)と題する書面があり、その主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。

- ① 本件申立書A

ア 別世帯になっていた理由(注: 記載なし)

イ 同居についての申立(別居していたこと理由)

主人は肋骨を骨折し、一人で動くことが出来なくなりました。私は高齢のため介護が出来ず、主人は息子の自宅で介護認定の手続きを受けるため住民票を移転しまし

た。

ウ 経済的援助についての申立

(ア) Aから利害関係人に対する経済的援助の有無(○あり)・なし)

(イ) 上記で「あり」の場合にはその回数: 月約15回程度

(ウ) 経済的援助の内容: 体調不良のためc病院に入院。その間、定期的に、面会に行き、好きな食べ物の差し入れに行きました。

エ 定期的な音信・訪問についての申立

(ア) 音信の手段: 電話、訪問(電話は毎日)

(イ) 訪問回数: 月約15回程度

(ウ) 音信・訪問の内容: 体調の確認、差し入れ

オ 生計同一であったことの申立

平成○年○月○日

私は、下記②の者と、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所・氏名

住所: ○○市○○区○○ ○-○ (注: b宅)

氏名: F

② 受給権者(被保険者、被保険者であった者)の住所(亡くなった当時)、氏名

住所: ○○市○○区○○ ○-○ (注: a宅)

氏名: A (①との続柄: 夫)

カ 第三者による証明欄

平成○年○月○日

上記ア～オの事実と相違ないことを証明します。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所: ○○市○○区○○町○○ ○

氏名: G (印)

- ② 生計同一関係に関する申立書追記

ア 同居についての申立(別居していたこと理由)

平成○年○月○日に肋骨を6本骨折した場所は、○○区○○ ○

○(注：a宅)でした。その後その家のベットから動くことができなくなったので○○ ○-○(注：b宅)の家に帰る事ができなくなりました。介護認定は居住地でないと受けられないので、住民票の住所を○○区○○ ○-○(注：a宅)に移転しました。内縁の息子さんも一緒に介護をしてきていました。

イ 経済的援助についての申立

平成○年○月○日以後も、b宅での生活費は、主人の年金・家賃収入などより、すべての支払を、主人の通帳より引き落をされてきました。

- (5) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書(平成○年○月○日付け。以下「本件申立書B」という。)及び本件申立書Bに関連する内容が記載された書面(作成日不明。以下「本件書面」という。)があり、その主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。

① 本件申立書B

ア 別世帯になっていた理由

○年以降 ○○市○○区○○(注：a宅)に生活を共にしている。H○.○に建物の所有権をH(注：請求人)に移転。Aがそれを失念し住民票の手続きをしたためと思われる。

不動産登記書類写しを上記資料として添付(注：添付は省略)

イ 同居についての申立(別居していたことの理由)(注：記載なし)

ウ 経済的援助についての申立

(ア) Aから請求人に対する経済的援助の有無(あり)・なし

(イ) 上記で「あり」の場合にはその回数(注：記載なし)

(ウ) 経済的援助の内容：不定期に約7万円程度の支払いがあった。

エ 定期的な音信・訪問についての

申立

(ア) 音信の手段：(生活を共にしていたので日常会話。)

(イ) 訪問回数(注：記載なし)

(ウ) 音信・訪問の内容(注：記載なし)

オ 婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたことの申立

平成○年○月○日

私は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って、夫婦としての共同生活を営んでいたため、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所、氏名

住所：○○市○○区○○ ○-○(注：a宅)

氏名：H

② 配偶者の住所(亡くなった当時)、氏名

住所：○○市○○区○○ ○-○(注：a宅)

氏名：A

カ 第三者による証明欄

平成○年○月○日

上記ア～オの事実と相違ないことを証明します。また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所：○○市○○区○○町○○ ○

氏名：I

② 本件書面

1. AとHは事実婚の関係にあり、50年以上、H宅(○○市○○区○○ ○-○以下、○○)(注：a宅)で生活を共にしている。

なお、正式な婚姻関係にない事は子供達には秘め事とされていたが、長男(C 当時○歳)の渡米によるビザ取得がスムーズに行かず発覚、前妻と籍を抜いていない事、世間体を保つため自身の親戚(母の妹)の養女にする事で名字を

変えさせていること、養女による名前の変更は、正式な離婚が成立するまでの暫定処置として、Hとその家族に約束をしていたようだ。

2. その後、Hには内密に前妻と離婚し籍を抜いた。その事はd社の従業員からの密告で発覚。

3. その数年後、Hには内密にJ(戸籍上の配偶者)と籍を入れ、新居を構え住民票も移すが、〇〇市〇〇区〇〇(注：a宅)から生活の拠点を移す事はせず、日常を送っていた。またしてもd社の従業員からの密告があり発覚する。

* Jは事実婚の内縁がいる事、前妻がいることを認識した上で結婚しており普通感覚では無い。

上記1～4の間、当初の約束を果たすよう、幾度となく申し入れを行うが、口約束はするものの実行に移す事はなかった。

4. Aから長男(C)にJと生活を共にする事にしたので〇〇市〇〇区〇〇(注：a宅)から出て行くため、Hの生活費を工面するよう一方的な通達があった。

しかし、Aは生活の拠点を变える事はせず、生活費を払わずに〇〇(注：a宅)に居座り続ける。その出来事から数年後から生活費として明らかに十分では無い金額(7万円)を不定期でHに支払っていた。

5. (注：記載なし)

6. 平成〇年〇月末～〇月初旬に病院の検査の結果、Aが胃癌で患っている事が発覚する。ガンの進行は初期段階で手術可能だが、胃の全摘が必要こと、年齢的に術後は寝たきりになる可能性があるが高いこと、抗ガン治療は体力的に難しいこと医者から告知され、手術はせず静かに余生を過ごす事を選択する。

7. 平成〇年〇月〇日 Aは退院。

Aが帰宅先に〇〇市〇〇区〇〇(注：a宅)を切望するため、現在の配偶者との離婚手続きを開始する事、献身的な介護に務めたHに配偶者と同等の相続権が得られるよう法的手続きを行うこと、それらの条件を遂行する意志があり嘘、偽りが無い事を確認出来なければ、現在の配偶者の宅に送り届ける事で話をした結果、退院前に実筆筆談にてそれらの手続きを実行する旨の確約をする。

(6) e病院が作成した請求人に係る患者診療録(検索期間：〇(平成〇)年〇月〇日から〇(平成〇)年〇月〇日)の主な内容を摘記すると、次のとおりである。

診療科	傷病名	開始	終了
救急	右側胸部打撲傷	〇/〇/〇	〇/〇/〇
救急	右多発肋骨骨折	〇/〇/〇	〇/〇/〇
消内	胃体部癌	〇/〇/〇	
緩内	胃体部癌	〇/〇/〇	
緩内	老衰	〇/〇/〇	

(注：空欄は記載なし)

(7) Aが契約した保険証券(年金)(保険会社：f社)の写しから主な内容を摘記すると、次のとおりである。

保険証券(年金)番号：〇〇〇〇〇〇〇〇

保険種類：積立利率金利連動型年金(〇型)

契約者：A様

被保険者：A様

年金受取人：A様

継続年金受取人：F様

保険期間の始期(契約日)：〇(注：平成〇)年〇月〇日

(注：以下省略)

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) いわゆる重婚の内縁関係が存在する場合には、適格死亡者と内縁関係に

あった者は、その者が適格死亡者によって生計を維持していた事実のほか、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限って、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270ページ参照）。そして、保険者は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係等の認定の取扱いについて、本件通知を定めており、重婚の内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚姻関係にある者として認定するものとし、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして、取り扱うこととしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

そして、「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとしている。

ア 当事者が住居を異にすること。

イ 当事者間に経済的な依存関係が回復して存在していないこと。

ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が回復して存

在していないこと。

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、利害関係人とAとの婚姻関係が、A死亡当時、その実体を全く失っていたと認められないかどうかを検討する。

前記1で認定した事実によれば、Aは、前妻と婚姻中に、請求人との間で2人の息子(C及びB)をもうけ、同人らを認知しているが、前妻と離婚後も、請求人とは婚姻せず、利害関係人と平成〇年〇月〇日に婚姻し、平成〇年〇月〇日には住民票をb宅に移し、利害関係人と同一世帯としたこと、Aは、その後も、利害関係人が居住するb宅と請求人が居住するa宅の双方に出入りして生活していたこと、Aは、平成〇年〇月〇日にa宅に滞在中に右胸部を打撲して肋骨を骨折して以降は、身動きができなくなり、平成〇年〇月〇日に死亡するまでの間、a宅と病院で暮らしており、b宅には戻っていないこと、この間は、請求人及びその息子がAの世話をしており、請求人が利害関係人に対しAが入院している旨を伝えたのは同月〇日に至ってからであることが認められる。しかし、利害関係人は、知らせを受けた当日に、病院にAの見舞いに訪れており、この間もAの個人年金の継続年金受取人が利害関係人のままであることなどを考え併せると、Aの最期を看取ったのは、請求人とその息子達であることはうかがえるが、Aと利害関係人との間には、音信を含め、一定の関係が継続していたと認めるのが相当であり、婚姻関係が形骸化していると認められるほど別居状態が長期間(10年以上)続いていたとは認められない。

(3) そうすると、Aと戸籍上の妻である利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失っていたものと認めることは困難とするのが相当である。

3 したがって、原処分は妥当であって取

り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。